

境界点図 S=1:600



給食センター敷地への出入り口は2カ所とする。(事前協議済)

KBM. 2 H=3.407

KBM. 1 H=3.433

愛媛県管理道路 (臨港道路)

給食センター本体及び付帯施設、駐車場はPFI事業運用範囲の東側に配置すること。

西側の余剰敷地については、臨時駐車場として、適切に維持管理ができるよう整備すること。入口は既存入口を使用することとする。

- ・地質調査実施済 (資料3)
- ・土壌調査実施済 (報告書は事務局で閲覧可能)
- ※変更届事前協議済

公衆トイレについては、今回の事業範囲には含まない。市で維持管理を行うため、境界フェンスに管理用の入り口を設置。

 PFI事業運用範囲

 フェンス想定

市道

20mライン

A

B

X103650

Y-28700

Y-28650

X103900

X103800